

土壌環境基準等の改正について

土壌汚染対策関係法令について、下記のとおり改正しましたのでお知らせします。

1. 改正の内容

○土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）関係

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。※	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本産業規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法

※カドミウムに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中の濃度が地下水1Lにつき0.003mgを超えていない場合には、検液1Lにつき0.009mgとする。

○土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）関係

カドミウム及びその化合物に係る基準

基準の名称		基準
汚染状態に関する基準	土壌溶出量基準	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること。
	土壌含有量基準	土壌1kgにつきカドミウム45mg以下であること。
地下水基準		1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること。
第二溶出量基準		検液1Lにつきカドミウム0.09mg以下であること。

トリクロロエチレンに係る基準

基準の名称		基準
汚染状態に関する基準	土壌溶出量基準	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
	土壌含有量基準	—
地下水基準		1Lにつき0.01mg以下であること。
第二溶出量基準		検液1Lにつき0.1mg以下であること。

○地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 17 号）関係

カドミウム及びその化合物の測定方法の見直し

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格 K0102 の 55. 2、55. 3 又は 55. 4 に定める方法

○土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号）関係

カドミウム及びその化合物の測定方法の見直し

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格 K0102 の 55. 2、55. 3 又は 55. 4 に定める方法

2. 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から施行します。

3. リンク

詳細については、環境省のホームページを参考にしてください。

- ・土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について（第 4 次答申）

<http://www.env.go.jp/press/107650.html>

- ・土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件等の公布及び意見募集（パブリックコメント）の結果について

<http://www.env.go.jp/press/107951.html>